

日本自動車部品工業会 自主行動計画（案）の概要

※部工業は会員会社440社（平成29年1月1日現在）から構成されていることから、会員会社が自主行動計画を着実に実行していくために、会員会社を対象とした自主行動計画及び振興基準等の法令改正等の説明会を、経済産業省、中小企業庁、公正取引委員会の協力を得て、1～2月に全国4ヶ所で開催した。今後、会員会社の意見等を反映して修正し、最終的には本年3月16日（木）の理事会で決定し、公表する予定。

項目	概要
前文	・調達5原則（①開かれた公正・公平な取引、②調達先と一体となった競争力強化、③取引先との共存共栄、④原価低減等における課題・目標の共有と成果シェア、⑤相互信頼に基づく双方向コミュニケーションの確保）を遵守するとともに、部工業会員会社は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）等関係法規や自動車産業適正取引ガイドラインに抵触するような一方的で不合理な取引を取引先には求めない。また、自動車メーカー等発注事業者から同様の要請があった場合は、それを受入れない。
I.1.合理的な価格決定	・競争力の維持・強化に向けて、引き続き自動車メーカー、部品メーカー、取引先がそれぞれの立場で不断の原価低減努力を重ねることが必要不可欠である。その上で部品メーカーは取引価格決定に当たり、今般の運用基準、振興基準改正を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動等を考慮し、取引先と十分に協議を行う。
2.型管理の適正化	・部品メーカーは、今般の下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正や自動車メーカーが自主行動計画に沿って進める型管理適正化の取組みを踏まえ、型の所有権の所在に関わらず、量産から補給までのトータルでの競争力確保を前提に、保管費用の負担、及び返却や廃棄の手続における型管理の適正化・改善に取組んでいく。当活動は、自動車メーカー等発注事業者との連携が不可欠であり、自動車メーカーの補給部品生産制度を含む型管理の適正化の取組みを適宜把握し、自動車メーカーに改善を働きかけていくと共に相互に情報共有して進めていくものである。
3.下請代金支払の適正化	・部品メーカーは、今般の下請中小企業振興法に基づく振興基準や関連通達の改正を踏まえ、取引価格のみならず、支払方法も取引先の事業活動に大きな影響を与えることを認識し、下請事業者と十分に協議し、下請事業者の資金繰りに配慮をしたものとするよう改善に努めていく。
II.下請ガイドラインの遵守	・部工業会員会社は、下請取引適正化の推進のため経済産業省が策定した「自動車産業適正取引ガイドライン」で掲げられている、問題視されやすい行為について、公正な取引を実行するよう取組む。
III.取引先支援活動の推進	・部品メーカーは、裾野の広いサプライチェーンの技術力、品質、価格競争力等に支えられており、取引先との適正な取引条件の下で信頼関係を築き、共存共栄関係を長期的に維持していくことが、自らの競争力の強化に繋がるとの認識のもと、生産性の向上や製品の品質等の改善に努める取引先の事業活動を積極的にサポートする。取引先には、同様の取組みをその先の取引先以降にも展開していくよう働きかける。
IV.教育・人材育成の推進	・部工業会員会社は、「未来志向型の取引慣行に向けて」、振興基準改正、自動車産業適正取引ガイドライン等を踏まえて、各社で保有する業務ルール、教育ツール等について見直しを行い、取組を継続・強化し、社内に周知・徹底を図る。
V.普及啓発活動の推進	・サプライチェーン全体への適正取引の推進は、部工業および部工業会員会社だけの取組みでは難しいことから日本自動車工業会をはじめ関係業界と連携し、適正取引の普及啓発に努める。部工業会員会社は、自ら適正取引を実行するとともに、発注側の立場では取引先に対して、受注側の立場では自動車メーカー等発注事業者に対し働きかけを行う。こうした取組みを通じて、部工業及び部工業会員会社は、サプライチェーン全体に適正取引の連鎖が生まれるよう努める。
VI.定期的なフォローアップ	・適正取引の推進には、自主行動計画に掲げた精神や行動規範を、部工業会員会社の調達活動に定着させることが重要である。そのため、部工業は中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を定期的にフォローアップすることにより、実施状況を確認・評価し、必要に応じ改善していく。